

八幡市まち・ひと・しごと創生検討懇談会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八幡市まち・ひと・しごと創生検討懇談会（以下「懇談会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、本市の人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、推進並びに進捗状況に関する意見交換を行うものとする。

(組織)

第3条 懇談会の委員は、12人以内とする。

2 委員は、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(会長)

第4条 懇談会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、懇談会の会務を総理する。

4 会長に事故のあるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会は、会長が開催する。

(意見の聴取)

第6条 懇談会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、及び意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、総合戦略担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年5月29日から施行する。